

# 令和6年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第20号

令和6年度能美市一般会計予算

令和6年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,560,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月27日提出

能美市長 井出敏朗

## 第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		8,560,000
	1 市民税	3,165,500
	2 固定資産税	4,305,400
	3 軽自動車税	161,600
	4 市たばこ税	300,000
	5 入湯税	6,300
	6 都市計画税	621,200
2 地方譲与税		220,836
	1 地方揮発油譲与税	48,000
	2 自動車重量譲与税	161,000
	3 森林環境譲与税	11,836
3 利子割交付金		2,400
	1 利子割交付金	2,400
4 配当割交付金		30,000
	1 配当割交付金	30,000
5 株式等譲渡所得割交付金		26,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	26,000

(単位：千円)

款	項	金 額
6 法人事業税交付金		1 2 1, 0 0 0
	1 法人事業税交付金	1 2 1, 0 0 0
7 地方消費税交付金		1, 2 4 0, 0 0 0
	1 地方消費税交付金	1, 2 4 0, 0 0 0
8 ゴルフ場利用税交付金		3 1, 0 0 0
	1 ゴルフ場利用税交付金	3 1, 0 0 0
9 環境性能割交付金		2 1, 0 0 0
	1 環境性能割交付金	2 1, 0 0 0
10 地方特例交付金		3 1 1, 6 2 0
	1 地方特例交付金	2 8 8, 6 2 0
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	2 3, 0 0 0
11 地方交付税		5, 0 4 0, 0 0 0
	1 地方交付税	5, 0 4 0, 0 0 0
12 交通安全対策特別交付金		3, 1 0 0
	1 交通安全対策特別交付金	3, 1 0 0
13 分担金及び負担金		1 8 6, 0 9 1

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 分 担 金	8, 5 6 7
	2 負 担 金	1 7 7, 5 2 4
14 使用料及び手数料		3 2 1, 6 8 2
	1 使 用 料	2 3 1, 6 6 1
	2 手 数 料	9 0, 0 2 1
15 国庫支出金		3, 2 3 7, 0 0 5
	1 国庫負担金	1, 9 1 2, 1 2 2
	2 国庫補助金	1, 3 1 4, 6 6 0
	3 国庫委託金	1 0, 2 2 3
16 県支出金		1, 4 4 0, 5 2 0
	1 県負担金	9 0 9, 8 7 6
	2 県補助金	4 2 3, 9 2 1
	3 県委託金	1 0 6, 7 2 3
17 財産収入		1 1, 5 9 5
	1 財産運用収入	9, 5 9 4
	2 財産売払収入	2, 0 0 1
18 寄 附 金		1 4 2, 4 6 0

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 寄 附 金	1 4 2, 4 6 0
19 繰 入 金		2, 5 4 9, 7 0 5
	1 基金繰入金	2, 5 1 8, 5 3 8
	2 特別会計繰入金	3 1, 1 6 7
20 繰 越 金		5 0, 0 0 0
	1 繰 越 金	5 0, 0 0 0
21 諸 収 入		4 4 9, 4 8 6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	2 0 0
	3 貸付金元利収入	4 0, 0 0 0
	4 受託事業収入	3 7, 3 6 1
	5 雑 入	3 7 1, 9 2 3
22 市 債		3, 5 6 4, 5 0 0
	1 市 債	3, 5 6 4, 5 0 0
歳 入	合 計	2 7, 5 6 0, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		191,796
	1 議会費	191,796
2 総務費		2,791,046
	1 総務管理費	2,371,256
	2 徴税費	257,660
	3 戸籍住民基本台帳費	106,572
	4 選挙費	31,909
	5 統計調査費	3,667
	6 監査委員費	19,982
3 民生費		9,972,764
	1 社会福祉費	4,276,667
	2 児童福祉費	5,330,365
	3 生活保護費	337,529
	4 災害救助費	28,203
4 衛生費		1,873,861
	1 保健衛生費	926,355
	2 環境衛生費	232,165



(単位：千円)

款	項	金 額
	3 清 掃 費	7 1 5, 3 4 1
5 労 働 費		3 4, 0 6 5
	1 労 働 諸 費	3 4, 0 6 5
6 農林水産業費		4 9 9, 7 3 8
	1 農 業 費	4 3 5, 4 8 7
	2 林 業 費	6 3, 7 8 4
	3 水 産 業 費	4 6 7
7 商 工 費		5 9 5, 3 3 1
	1 商 工 費	5 9 5, 3 3 1
8 土 木 費		2, 3 2 0, 1 9 1
	1 土 木 管 理 費	1 5 3, 3 0 1
	2 道 路 橋 り よ う 費	9 4 4, 4 9 0
	3 河 川 費	6 9, 3 8 0
	4 都 市 計 画 費	9 4 3, 3 9 7
	5 住 宅 費	2 0 9, 6 2 3
9 消 防 費		1, 0 1 1, 1 2 8
	1 消 防 費	1, 0 1 1, 1 2 8

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教育費		3,376,465
	1 教育総務費	509,098
	2 小学校費	556,767
	3 中学校費	265,040
	4 社会教育費	903,960
	5 保健体育費	1,141,600
11 災害復旧費		250
	1 災害復旧費	250
12 公債費		4,810,827
	1 公債費	4,810,827
13 諸支出金		62,538
	1 基金費	62,538
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	27,560,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
能美市土地開発公社に対する債務保証	令和6年度	金融機関が能美市土地開発公社に事業資金20億円を貸し付けたことに係る債務保証については、支払い完了までの期間に対し年利5%以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする
標準準拠システム導入事業（戸籍システム）	令和7年度	19,721千円

### 第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 253,900	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合に は、その債権者と協定するもの とする。ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は低利債 に借換することができる。
公営住宅建設事業	89,500			
学校教育施設等整備事業	182,500			
社会福祉施設整備事業	269,600			
一般廃棄物処理事業	103,400			
一般補助施設整備等事業	259,500			
一般事業	31,700			
地域活性化事業	55,800			
防災対策事業	25,100			
緊急防災・減災事業	14,400			
公共施設等適正管理推進事業	128,900			
緊急自然災害防止対策事業	55,500			
脱炭素化推進事業	54,500			
臨時財政対策債	73,000			
借換債	1,967,200			
計	3,564,500			

議案第 2 1 号

令和 6 年度能美市国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 9 6 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

能美市長 井 出 敏 朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		806,101
	1 国民健康保険税	806,101
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		10
	1 国庫補助金	10
4 県支出金		2,800,068
	1 県負担金・補助金	2,800,068
5 財産収入		369
	1 財産運用収入	369
6 寄附金		10
	1 寄附金	10
7 繰入金		352,338
	1 一般会計繰入金	286,749
	2 基金繰入金	65,589
8 繰越金		10
	1 繰越金	10

(単位：千円)

款	項	金 額
9 諸 収 入		1, 0 8 4
	1 延滞金加算金及び過料	1, 0 3 0
	2 預金利子	1 0
	3 雑 入	4 4
歳 入	合 計	3, 9 6 0, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		56,007
	1 総務管理費	49,588
	2 徴収費	6,229
	3 運営協議会費	190
2 保険給付費		2,733,053
	1 療養諸費	2,348,133
	2 高額療養費	368,764
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	12,506
	5 葬祭諸費	3,600
3 国民健康保険事業費納付金		1,105,924
	1 医療給付費分	750,482
	2 後期高齢者支援分	263,165
	3 介護納付金分	92,277
4 保健事業費		54,820
	1 保健事業費	24,615
	2 特定健康診査等事業費	30,205



(単位：千円)

款	項	金 額
5 基金積立金		3 6 9
	1 基金積立金	3 6 9
6 公 債 費		5 0 0
	1 公 債 費	5 0 0
7 諸支出金		8, 3 2 7
	1 償還金及び還付加算金	5, 8 5 3
	2 繰 出 金	2, 4 7 4
8 予 備 費		1, 0 0 0
	1 予 備 費	1, 0 0 0
歳 出	合 計	3, 9 6 0, 0 0 0

議案第 2 2 号

令和 6 年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 9 6, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

能美市長 井 出 敏 朗

## 第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		6 1 4, 5 4 5
	1 後期高齢者医療保険料	6 1 4, 5 4 5
2 使用料及び手数料		2 0
	1 手 数 料	2 0
3 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
4 繰 入 金		1 8 0, 6 1 5
	1 一般会計繰入金	1 8 0, 6 1 5
5 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
6 諸 収 入		8 0 0
	1 延滞金及び過料	2 0
	2 償還金及び還付加算金	7 5 0
	3 雑 入	3 0
歳 入	合 計	7 9 6, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,982
	1 総務管理費	766
	2 徴収費	9,216
2 後期高齢者医療広域連合納付金		785,198
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	785,198
3 諸支出金		760
	1 償還金及び還付加算金	750
	2 繰出金	10
4 予備費		60
	1 予備費	60
歳出	合計	796,000

議案第23号

令和6年度能美市介護保険特別会計予算

令和6年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,720,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月27日提出

能美市長 井出敏朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,071,929
	1 介護保険料	1,071,929
2 使用料及び手数料		42
	1 手数料	42
3 国庫支出金		1,011,047
	1 国庫負担金	803,443
	2 国庫補助金	207,604
4 支払基金交付金		1,236,160
	1 支払基金交付金	1,236,160
5 県支出金		667,183
	1 県負担金	646,077
	2 県補助金	21,106
6 財産収入		126
	1 財産運用収入	126
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		733,369

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	6 9 2, 3 6 9
	2 基金繰入金	4 1, 0 0 0
9 繰越金		3 0
	1 繰越金	3 0
10 諸収入		1 0 4
	1 延滞金、加算金及び過料	4 0
	2 預金利子	1 0
	3 受託事業収入	1 0
	4 雑入	4 4
歳 入	合 計	4, 7 2 0, 0 0 0

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		81,995
	1 総務管理費	46,525
	2 徴収費	4,243
	3 介護認定審査会費	31,227
2 保険給付費		4,460,000
	1 介護サービス等諸費	4,163,977
	2 介護予防サービス等諸費	104,223
	3 その他諸費	2,900
	4 高額介護サービス等費	93,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	14,000
	6 特定入所者介護サービス等費	81,900
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		143,685
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	97,034
	2 包括的支援事業・任意事業	46,651



(単位：千円)

款	項	金 額
5 保健福祉事業費		4, 5 8 2
	1 保健福祉事業費	4, 5 8 2
6 基金積立金		1 2 6
	1 基金積立金	1 2 6
7 公 債 費		4 0
	1 公 債 費	4 0
8 諸支出金		2 9, 3 6 2
	1 償還金及び還付加算金	6 6 9
	3 繰 出 金	2 8, 6 9 3
9 予 備 費		2 0 0
	1 予 備 費	2 0 0
歳 出	合 計	4, 7 2 0, 0 0 0

議案第24号

## 令和6年度能美市温泉事業特別会計予算

令和6年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和6年2月27日提出

能美市長 井出敏朗

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10,543
	1 使用料	10,543
2 財産収入		6
	1 財産運用収入	6
3 繰入金		8,862
	1 基金繰入金	8,862
	△ 一般会計繰入金	0
4 諸収入		189
	2 雑入	189
歳入合計		19,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		19,594
	1 温泉事業費	19,594
2 諸支出金		6
	1 基金費	6
歳出	合計	19,600

議案第25号

令和6年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	20,722戸
(2)	年間総配水量	6,890,940m <sup>3</sup>
(3)	一日平均配水量	18,879m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	
	1. 配水施設拡張事業	
	2. 配水管改良事業	
	3. 施設改良事業	
	4. 営業設備費	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			1,077,200千円
第1項 営業収益			921,648千円
第2項 営業外収益			155,552千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			899,500千円
第1項 営業費用			847,194千円
第2項 営業外費用			51,796千円
第3項 特別損失			510千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額341,700千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,365千円、過年度分損益勘定留保資金239,335千円及び減債積立金45,000千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 水道事業資本的収入			447,900千円
第1項 企業債			408,200千円
第2項 工事負担金			10,682千円
第3項 分担金			29,018千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出			789,600千円
第1項 建設改良費			444,000千円
第2項 企業債償還金			345,600千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管改良事業	302,000千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は令和6年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
施設改良事業	106,200千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 23,260千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、46,700千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- (1) 取得する資産
- | (種類)   | (名称) | (数量)               |
|--------|------|--------------------|
| 構築物    | 配水管  | φ50～250 L=1,979.3m |
| 機械及び装置 | 配水施設 | 一式                 |
| 機械及び装置 | メーター | 一式                 |
- (2) 処分する資産
- | (種類)   | (名称) | (数量)               |
|--------|------|--------------------|
| 構築物    | 配水管  | φ50～250 L=1,979.3m |
| 機械及び装置 | 配水施設 | 一式                 |
| 機械及び装置 | メーター | 一式                 |

令和6年2月27日提出

能美市長 井出敏朗

議案第26号

令和6年度能美市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		11社
(2) 年間総配水量	辰口寺井地区工業用水道	15,812,350 m <sup>3</sup>
	根上地区工業用水道	3,654,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	辰口寺井地区工業用水道	43,322 m <sup>3</sup>
	根上地区工業用水道	10,011 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良工事	辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業	
	辰口寺井地区工業用水道事業施設拡張事業	
	根上地区工業用水道事業施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業収益			404,500千円
第1項 営業収益			301,640千円
第2項 営業外収益			102,860千円



第2款 根上地区工業用水道事業収益	111,600千円
第1項 営業収益	107,310千円
第2項 営業外収益	4,290千円

支 出

第1款 辰口寺井地区工業用水道事業費用	347,300千円
第1項 営業費用	326,893千円
第2項 営業外費用	20,407千円
第2款 根上地区工業用水道事業費用	83,900千円
第1項 営業費用	74,480千円
第2項 営業外費用	9,420千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額191,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額91,273千円、過年度分損益勘定留保資金99,727千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的収入	605,600千円
第1項 企業債	605,600千円
第2款 根上地区工業用水道事業資本的収入	58,000千円
第1項 企業債	58,000千円

支 出

第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的支出	724,900千円
第1項 建設改良費	605,900千円
第2項 企業債償還金	119,000千円
第2款 根上地区工業用水道事業資本的支出	129,700千円
第1項 建設改良費	61,000千円
第2項 企業債償還金	68,700千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
辰口寺井地区工業用水道事業 ( 施 設 改 良 事 業 )	105,700千円	証書借入 借入時期は令和6年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
辰口寺井地区工業用水道事業 ( 施 設 拡 張 事 業 )	499,900千円			
根上地区工業用水道事業 ( 施 設 改 良 事 業 )	58,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款辰口寺井地区工業用水道事業費用及び第2款根上地区工業用水道事業費用の同一款内の間のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費

22,901千円

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

- (1) 取得する資産

1. 辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
機械及び装置	機械電気設備	一式

2. 辰口寺井地区工業用水道事業施設拡張事業

(種類)	(名称)	(数量)
構築物	配水池	一式

3. 根上地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
機械及び装置	機械電気設備	一式

(2) 処分する資産

1. 辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
機械及び装置	機械電気設備	一式

2. 根上地区工業用水道事業施設改良事業

(種類)	(名称)	(数量)
機械及び装置	機械電気設備	一式

令和6年2月27日提出

能美市長 井出敏朗

議案第27号

令和6年度能美市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度能美市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 公共下水道事業

(1) 接続戸数	17,291戸
(2) 水洗化人口	46,268人
(3) 年間総処理水量	5,708,244 m <sup>3</sup>
(4) 一日平均処理水量	15,639 m <sup>3</sup>
(5) 主要な建設改良事業	
イ 下水道管渠の延伸及び管渠施設の耐震化	597,162千円
ロ 流域下水道事業の建設に要する経費の負担	50,200千円

2 農業集落排水事業

(1) 接続戸数	792戸
(2) 水洗化人口	1,807人
(3) 年間総処理水量	213,038 m <sup>3</sup>
(4) 一日平均処理水量	584 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 公共下水道事業収益		1,546,500千円	
第1項 営業収益		787,116千円	
第2項 営業外収益		759,374千円	
第3項 特別利益		10千円	
第2款 農業集落排水事業収益		111,700千円	
第1項 営業収益		24,747千円	
第2項 営業外収益		86,951千円	
第3項 特別利益		2千円	
	支	出	
第1款 公共下水道事業費用		1,599,500千円	
第1項 営業費用		1,460,849千円	
第2項 営業外費用		138,151千円	
第3項 特別損失		500千円	
第2款 農業集落排水事業費用		103,400千円	
第1項 営業費用		102,348千円	
第2項 営業外費用		902千円	
第3項 特別損失		150千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額485,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,758千円、過年度分損益勘定留保資金46,651千円、当年度分損益勘定留保資金407,591千円及び減債積立金10,000千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 公共下水道事業資本的収入		1,747,600千円
第1項 企業債		1,061,024千円
第2項 他会計補助金		275,393千円
第3項 補助金		201,250千円
第4項 受益者負担金		68,669千円
第5項 工事負担金		41,264千円
第6項 繰入金		100,000千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入		13,800千円
第1項 企業債		13,500千円
第2項 分担金		300千円
	支	出
第1款 公共下水道事業資本的支出		2,208,400千円
第1項 建設改良費		647,362千円
第2項 企業債償還金		1,561,038千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出		38,000千円
第2項 企業債償還金		38,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業 (建設負担金)	50,100千円	証書借入 借入時期は令和6 年度とする。ただ し、工事の進捗状況 等により起債の全部 又は一部を翌年度以 降に繰り越して借り 入れることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし、企業財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還又は低 利に借り換えすること ができる。
公共下水道事業 (管渠布設・耐震化)	321,200千円			
資本費平準化債	646,224千円			
下水道事業債 特別措置分	57,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 公共下水道事業  | 400,000千円 |
| (2) 農業集落排水事業 | 40,000千円  |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款公共下水道事業費用及び第2款農業集落排水事業費用の同一款内の間のうち第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用



(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 32,076千円

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業 607,511千円

(2) 農業集落排水事業 47,875千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	構築物	下水道管渠布設 (東部処理分区ほか)	L=996.0m

令和6年2月27日提出

能美市長 井出敏朗

議案第28号

令和6年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院

一般病棟 60床 (内訳：急性期一般病床 25床、地域包括ケア病床 35床)

療養病棟 40床 (内訳：医療療養病床 40床)

入 院 (年間)	32,850人	入 院 (1日平均患者数)	90人
----------	---------	---------------	-----

外 来 (年間)	59,400人	外 来 (1日平均患者数)	220人
----------	---------	---------------	------

(2)介護老人保健施設

入所定員 (短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
----------------	-----	---------------	-----

入所者 (年間)	25,915人	入所者 (1日平均利用者数)	71人
----------	---------	----------------	-----

通所者 (年間)	4,909人	通所者 (1日平均利用者数)	19.3人
----------	--------	----------------	-------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業収益	2, 222, 000千円	第1款 病院事業費用	2, 333, 000千円
第1項 医業収益	1, 882, 090千円	第1項 医業費用	2, 302, 752千円
第2項 医業外収益	339, 907千円	第2項 医業外費用	29, 947千円
第3項 特別利益	3千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	481, 000千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	456, 000千円
第1項 営業収益	424, 654千円	第1項 営業費用	452, 558千円
第2項 営業外収益	56, 344千円	第2項 営業外費用	3, 440千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	2千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業資本的収入	91, 238千円	第1款 病院事業資本的支出	136, 000千円
第1項 企業債	43, 100千円	第1項 建設改良費	43, 186千円
第2項 負担金	48, 135千円	第2項 企業債償還金	92, 814千円
第3項 補助金	2千円		
第4項 寄附金	1千円		

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44, 762千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(収 入)		(支 出)	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	1千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	50,000千円
第1項 寄附金	1千円	第1項 建設改良費	3,929千円
		第2項 企業債償還金	46,071千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額49,999千円は当年度分損益勘定留保資金22,844千円、減債積立金27,155千円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(病院) 医療機器整備事業	43,100千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借りる 場合は、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただ し、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換え することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 病 院            第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項特別損失
- (2) 介護老人保健施設    第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)病	院	職員給与費	1, 344, 612千円	交際費	320千円
(2)介護老人保健施設		職員給与費	305, 214千円	交際費	140千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1)病	院	394, 773千円	救急医療の確保に要する経費	80, 362千円
			医師等の研究研修に要する経費	2, 500千円
			保健衛生行政事務に要する経費	39, 030千円
			追加費用に要する経費	8, 340千円
			児童手当に要する経費	11, 088千円
			基礎年金拠出金に要する経費	40, 477千円
			医師確保対策に要する経費	7, 842千円
			企業債償還利子に要する経費	2, 611千円
			公立病院改革プランに要する経費	1, 000千円
			不採算地区病院の運営に要する経費	92, 300千円
			高度医療に要する経費	61, 088千円
			企業債償還元金に要する経費	48, 135千円
(2)介護老人保健施設		50, 000千円	経営安定に要する経費	50, 000千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第10条 たな卸資産購入費の購入限度額は、次のとおりと定める。

- (1)病 院 259,382千円
- (2)介護老人保健施設 20,459千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	散薬分包機	1式	市立病院
	ウロダイナミックス検査装置	1式	
	上部消化管汎用ビデオスコープ	1式	
	個人機多用途透析装置	1式	
	耳鼻科ビデオスコープ	1式	
	内視鏡洗浄消毒装置	1式	
	電動リモートコントロールベッド	1式	

令和6年2月27日提出

能美市長 井出敏朗